

御中

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律
施行令(案)」等に関する意見

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者提言委員会

102-0071

東京都千代田区富士見2-4-6宝5号館2階

電話番号：03-6434-1125

e-mail: nacs-teigen@nacs.or.jp

記

● 政令（法律施行令）案

意見なし

● 内閣府令（施行規則）案

第4条の「法令第5条1項の内閣府令で定める額は、1万円とする。」という案への意見
（意見）

法令は、読み手である国民に分かりやすいものであるべきところ、法令第5条1項の「自己の債権」は、その意味するところを一般の国民は理解できない。明確さを欠いている。

1. 金額より知ることができないとする合理的な理由が不明

本来、取引デジタルプラットフォーム提供者が提供する「場」において営業を行なっている販売業者等に関する情報（連絡先）を知りたいだけなのに、金額で対応を分けることが認められる理由が不明。また、販売業者は取引デジタルプラットフォームの提供を受けているとはいえ、特定商取引法の通販の広告表示事項が義務付けられているBtoC取引である。その表示義務が守られず消費者が相手方事業者に連絡等がとれないため開示請求するのである。少額だからとの理由で取引デジタルプラットフォーム提供者が保有している販売業者に係る情報を開示してもらえないのは筋が通らない。

2. 1万円は高すぎる

仮に、消費者が販売会社等に関する情報を知るための条件が金額で制限されることが合理的に認められるという判断となったとしても、1万円は高いと考える。

その理由として、消費者が取引デジタルプラットフォームを利用する場合、その決済は、多くの場合、クレジットカードかデビットカード、口座振り込み、電子マネーとなるであろう。クレジットカードを利用する場合には、後払いであり、品物が届かない、品物が壊れていたというような場合には、カード会社に対応を相談することが可能である。問題は、前払いとなってしまうことが多い口座振り込み、電子マネーでの支払いの場合であろう。また、即時払いのデビットカードも、購入申込時に支払手段を選んだ時点でオーソリゼーションとして取引額全額を引き落とされるので、トラブルの場合の消費者への負担は前払い式と同等と思われる。デビットカード払はカード会社に相談しても、国際ブランドへのチャージバックが数千円では受け付けてもらえないのが実態である。

そして、デビットカードや口座振り込み、電子マネーでの支払いを利用するのは、クレジットカードを持たない層、具体的には未成年者（中高校生）であるとも考えられる。そうであるとすれば、中高校生が小遣い程度で購入する金額がどの程度かを想定して、この金額は定めるべきであろう。私ども一般消費者の感覚では、中高校生の小遣い程度で購入する品物の金額は千円単位が多いと考える。

以上の理由から、仮に金額を定めたとしても、検証を行い、引き下げを行い、将来的には金額による制限を撤廃すべきである。

3. 債権額について

損害賠償額は裁判で決定するものであり、訴訟などを起こす前段階として相手方事業者の特定を求めるものである。一般の人は債権額を取引額と誤解しがちであるので、債権額について定義を明記してほしい。

第6条への意見

(意見)

1. 官民協議会の構成員について

法第7条は、構成員の中取引デジタルプラットフォーム提供者は取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益保護の取組みを行うが、構成員でない取引デジタルプラットフォーム提供者にはこの法令の効果が及ばないとも読める。取引デジタルプラットフォーム提供者で組織する複数の事業者団体が官民協議会の構成員になることが想定されるが、そうした事業者団体に参加しない取引デジタルプラットフォーム提供者にはどのような対応が行えるのか疑問である。構成員になっている事業者団体に加入する取引デジタルプラットフォーム提供者か否かが消費者から見えるように、例えば JADMA のようなマークのような識別できる仕組み作りが必要である。

● **必要な指針（案）について**

（意見）

1. 第2（2） 常にさらに優れた取組を目指していただくためには、「ベストプラクティス」ではなく「ベタープラクティス」という表現を使うべきである。

「ベストプラクティス」という表現は、業界標準を定めてしまう意味を含んでおり、今後更にベターな取組を目指す為には、ベタープラクティスという表現を使うべきと考える。

● **その他**

（意見）

1. 府令案への意見のところでも述べたように、望ましい取組みをしている取引デジタルプラットフォーム提供者とそうでない提供者の識別が、一般消費者にも容易にできるようにすることが望ましい。そうでなければ、取引デジタルプラットフォーム提供者が望ましい取組を継続するインセンティブが続かないし、消費者もそうした取組を行なっている事業者を選択することができない。

2. 業界全体が自浄作用を持つために、官民協議会の場が、望ましい取組みについて、取引デジタルプラットフォーム提供者同士の好事例を共有できるようになることを望む。

以上